「島根県営繕工事設計業務等積算基準・要領」の改定概要

平成31年1月21日国土交通省告示第98号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」が出され、それに対応して、国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算 基準」、「官庁施設の設計業務等積算要領」が改定されたので、それに合わせて改定する。

【基準の改定概要】

基になる告示を告示第98号に変更 [現行基準は告示第15号]

【要領の改定概要】

- 1 諸経費率
 - 1.1を標準とする。耐震改修設計・耐震診断は1.0 [現行基準は1.0]
- 2 技術料等経費率
 - 0.15を標準とする。耐震改修設計・耐震診断は0.2 [現行基準は0.2]
- 3 床面積に基づく算定方法
 - (1)建築物の類型

第十一号第2類を第1類へ変更【告示第98号 別添二】

- (2)一般業務に係る業務人・時間数の算定
 - ① 算定式の一本化

 $A = a \times S^b$

「現行基準は、面積により $A = a \times S + b \land A = a \times S \land b$ を使い分け

② 業務細分率

類別、総合・構造・設備毎に設定 「現行基準は床面積毎に設定〕

③ 難易度係数による補正

総合2項目、構造6項目、設備3項目設定【告示第98号 別添三3,4,5】 「現行基準は、特殊要因による補正。構造3項目、設備1項目設定】

- (3)追加業務に係る業務人・時間数の算定
 - 積算業務

(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) \times 0.2 [現行基準は、0.15]

② 計画通知に関する手続き業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続き業務を追加

4 図面目録に基づく算定方法

- (1)一般業務に係る業務人・時間数の算定
 - ① 図面1枚毎の業務人・時間数の算定方法

(係数)×(複雑度)×(CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度)

(係数) 建築:12.540 設備:9.357

(複雑度) 簡易 0.6 標準 1.0 複雑 1.4

「現行基準]

業務人・時間数= (換算人・時間数×実施設計に関する業務細分率の合計) (算定係数×建築改修相当工事費[^](係数)) × 複雑度

(係数) 建築:0.4625 設備:0.5176

(換算人・時間数)改修工事費から見なし床面積を算定

見なし床面積から床面積に基づく算定方法により算定

*工事費、建築物の類型により変動

(複雑度) 簡易 0.6 標準 1.0 複雑 1.4

- (2)追加業務に係る業務人・時間数の算定
 - ① 積算業務

(積算業務に係る業務人・時間数) = $0.8872 \times (実施設計に係る業務人・時間数)^{0.796}$ [現行基準は、3(3)①に同じ]

*耐震改修設計に関する業務、耐震診断業務は変更なし